

○静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する者に対し、修学資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、第1号から第4号までに掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、申請者（修学資金の貸与を受けようとする者をいう。以下同じ。）が高等学校の通信制課程又は学年による教育課程の区分を設けない定時制課程（以下「通信制課程等」という。）に在学する者である場合にあっては、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 静岡県内に設置されている高等学校の定時制課程又は通信制課程（イに掲げる通信制課程を除く。）に在学していること。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条第3項に規定する広域の通信制の課程に在学し、かつ、静岡県内に住所を有していること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 申請者に係る保護者等の道府県民税所得割（貸与を受ける年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税（同法の規定による都民税を含む。）の同法第23条第1項第2号に掲げる所得割（同法第50条の2の規定によつて課する所得割を除く。）をいう。以下同じ。）の額と市町村民税所得割（貸与を受ける年度分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）をいう。以下同じ。）の額とを合算した額が182,500円未満であること。ただし、保護者等が2人以上いるときは、その全員の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が182,500円未満であること。

イ 申請者に係る保護者等が災害、疾病その他やむを得ない理由により当該保護者等の家計が急変した場合における当該保護者等の収入金額を基礎として知事が別に定めるところにより算定した額が、アに掲げる要件に相当するものであること。

(3) 経常的収入を得る職業に就いていること。

(4) 静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則（平成17年静岡県規則第1号）の規定による教育奨学金の貸与を受けていないこと。

(5) 次のいずれかに該当すること。

ア 通信制課程等において定められた卒業までに修得しなければならない各教科に属する科目の単位数及び特別活動の授業時数を4年以内で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められ、かつ、年間18単位以上の単位数を履修していること。

イ 通信制課程等が4年以内の修学年限で、かつ、年間で履修すべき単位数等の履修方法が別に定めら

れている場合にあつては、それに従い履修していること。

2 前項第2号ア及びイに規定する「保護者等」とは、申請者に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次に掲げる者を除く。以下同じ。）がいる場合にあつては当該保護者、申請者に保護者がいない場合にあつては当該申請者（当該申請者が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）をいう。

(1) 法人である未成年後見人

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長

(3) 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

(4) 民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

(5) 前各号に掲げる者のほか、申請者がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者

（貸与の金額等）

第3条 修学資金は、予算の範囲内において、4月から翌年3月までの期間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を当該期間を3期に分けて貸与するものとする。

(1) 前条第2号アに該当する者であつて同号アに規定する合算した額が85,500円未満であるもの 月額14,000円

(2) 前条第2号アに該当する者であつて同号アに規定する合算した額が85,500円以上182,500円未満であるもの 月額10,500円

(3) 前条第2号イに該当する者であつて同号イの算定した額が85,500円未満であるもの 月額14,000円

(4) 前条第2号イに該当する者であつて同号イの算定した額が85,500円以上182,500円未満であるもの 月額10,500円

2 修学資金は、無利息とし、4年を超えては貸与しないものとする。

（貸与の申請）

第4条 申請者は、修学資金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 身上調書（様式第2号）

(2) その他知事が必要と認める書類

（貸与の決定）

第5条 知事は、前条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査して貸与の可否を決定し、その旨を申請した者に通知するものとする。

（誓約書の提出等）

第6条 前条の規定により修学資金の貸与の決定を受けた者は、2人の連帯保証人を立てて誓約書（様式第

4号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、修学資金の貸与の決定を受けた者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は、その者の法定代理人でなければならない。

3 修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)又はを受けた者は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、直ちに他の連帯保証人を立て、連帯保証人変更届(様式第4号の2)を知事に提出しなければならない。

(貸与契約の解除等)

第7条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その理由が生じた日の属する月の翌月から修学資金の貸与契約を解除するものとする。

(1) 第2条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる要件を欠くに至ったとき。

(2) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(3) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、修学生が休学、停学その他の理由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて出席しないときは、その月の修学資金の貸与を行わないものとする。

3 知事は、修学生が同一学年を重ねて履修するときは、修学資金の貸与を行わないものとする。ただし、前年度以前の同一学年において修学資金の貸与を受けなかつた期間については、この限りでない。

(借用書の提出)

第8条 修学生は、前条第1項の規定により修学資金の貸与契約を解除されたとき、又は修学資金の貸与期間が満了したときは、直ちに借用証書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(返還債務の免除)

第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 定時制課程又は通信制課程を卒業したとき。

(2) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)第8条第1項に規定する認定試験合格者となつたとき。

(3) 死亡したとき、又は心身の障害により修学資金の返還が困難であると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合と同等の理由があると認められるとき。

2 前項の規定による修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書(様式第6号)に卒業証明書その他の返還債務の免除を受けようとする理由を証する書面を添えて、返還債務の免除を受けようとする理由の生じた後遅滞なく知事に提出しなければならない。

(返還)

第10条 修学資金は、修学資金の貸与契約を解除された者にあつては当該契約を解除された日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、貸与の期間が満了した者及び返還の猶予を受けることができなくなつた者にあつては当該期間の満了した日又は返還の猶予を受けることができなくなつた日の属する月の翌

月から貸与を受けた期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等払いにより返還しなければならない。ただし、繰り上げ返還をすることを妨げない。

- 2 前項の規定により修学資金の返還をしなければならない者（次条の規定により返還の債務の履行の猶予された者を除く。）は、その理由が生じた日（次条の規定により返還債務の履行の猶予の申請をした場合には、その申請に対する不承認の通知を受けた日）から起算して15日以内に返還明細書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（返還の猶予）

第11条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、修学資金の返還の履行を猶予することができる。

- (1) 高等学校、高等専門学校又は大学に在学しているとき。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難であると認められるとき。

- 2 前項第2号による返還債務の履行の猶予の期間は、1年以内の期間とし、更に必要に応じて、1年以内の期間をもつて延長することができるものとする。この場合において、猶予の期間は、通算して5年を超えることができないものとする。

- 3 第1項の規定による修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書（様式第8号）に在学証明書その他の返還債務の履行の猶予を受けようとする理由を証する書面を添えて、返還債務の履行の猶予を受けようとする理由の生じた後遅滞なく知事に提出しなければならない。

（延滞利息）

第12条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、当該未返還金額に対し年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を払わなければならない。

（届出）

第13条 修学生又は修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める届書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。  
住所（氏名）変更届（様式第9号）
- (2) 第11条第1項第1号に掲げる学校を退学し、又は転学したとき。  
退学（転学）届（様式第10号）
- (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき。  
修学資金辞退届（様式第11号）
- (4) 連帯保証人の住所又は氏名に変更があつたとき。  
連帯保証人住所（氏名）変更届（様式第12号）
- (5) 第11条第1項第1号に掲げる学校を卒業したとき。  
卒業届（様式第13号）

- 2 修学生又は修学資金の貸与を受けた者が、死亡し、又は失踪<sup>そう</sup>の宣告を受けたときは、連帯保証人は、直ちに死亡（失踪<sup>そう</sup>）届（様式第14号）を知事に提出しなければならない。

（書類の経由等）

第14条 この規則の規定により知事に提出する書類は、静岡県内の定時制課程又は通信制課程（以下「県内の課程」という。）に在学している者にあつてはその者の在学する学校の校長を、県内の課程に在学していた者にあつてはその者が最後に在学していた県内の課程を置く学校の校長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日以後に定時制課程の第1学年に入学した者（同日以後の転学等によりこれらの者と同一の学年に在学することとなつた者を含む。）の当該入学し、又は在学することとなつた日の属する月の修学資金から適用する。

附 則（昭和51年11月30日規則第74号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）は、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 昭和51年度において定時制課程の第2学年又は第3学年に在学する者、昭和52年度において定時制課程の第3学年又は第4学年に在学する者、昭和53年度において第4学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の額は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則の規定は、昭和51年3月31日において既に通信制課程に在学していた者には適用しない。
- 4 昭和51年度の修学資金の貸与は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、昭和51年4月から同年12月まで及び昭和52年1月から同年3月までの2期に分けて行うものとする。

附 則（昭和53年8月22日規則第42号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）は、昭和53年4月1日から適用する。
- 2 昭和53年度において定時制課程の第2学年、第3学年又は第4学年に在学する者、昭和54年度において定時制課程の第3学年又は第4学年に在学する者、昭和55年度において定時制課程の第4学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の額は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和53年3月31日に通信制課程に在学する者の当該在学の継続する期間に係る修学資金の額は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和54年8月27日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年6月19日規則第25号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規

則（以下「改正後の規則」という。）は、昭和55年4月1日から適用する。

- 2 昭和55年度において定時制課程の第2学年、第3学年又は第4学年に在学する者、昭和56年度において定時制課程の第3学年又は第4学年に在学する者、昭和57年度において定時制課程の第4学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の額は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和55年3月31日に通信制課程に在学する者の当該在学の継続する期間に係る修学資金の額は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和56年6月19日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年9月29日規則第36号）

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年10月6日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の規定は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年11月9日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年7月4日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年8月21日規則第47号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第2号及び第3条第1項の規定は、昭和62年4月1日から適用する。
- 2 昭和62年度において定時制課程の第2学年、第3学年又は第4学年に在学する者、昭和63年度において定時制課程の第3学年又は第4学年に在学する者及び昭和64年度において定時制課程の第4学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の額は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和62年3月31日に通信制課程に在学する者の当該在学の継続する期間に係る修学資金の額は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和63年7月8日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成元年 8 月 30 日規則第 62 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則第 2 条第 2 号の規定は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 年 10 月 3 日規則第 38 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則第 2 条第 2 号の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 3 年 9 月 3 日規則第 52 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第 2 条第 2 号及び第 5 号並びに第 3 条第 1 項の規定は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 3 年度において定時制課程の第 2 学年、第 3 学年又は第 4 学年に在学する者、平成 4 年度において定時制課程の第 3 学年又は第 4 学年に在学する者及び平成 5 年度において定時制課程の第 4 学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の額は、改正後の規則第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 3 年 3 月 31 日に通信制課程に在学する者の当該在学の継続する期間に係る修学資金の額は、改正後の規則第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年 7 月 28 日規則第 58 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 5 年 11 月 16 日規則第 42 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年 3 月 10 日規則第 5 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 10 月 15 日規則第 64 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の規定は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年 11 月 21 日規則第 59 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第 2 条第 2 号及び第 3 条第 1 項の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 7 年度において定時制課程の第 2 学年、第 3 学年又は第 4 学年に在学する者、平成 8 年度において定時制課程の第 3 学年又は第 4 学年に在学する者及び平成 9 年度において定時制課程の第 4 学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の額は、改正後の規則第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従

前の例による。

- 3 平成7年3月31日に通信制課程又は学年による教育課程の区分を設けない定時制課程に在学していた者の当該在学の継続する期間に係る修学資金の額は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月29日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年12月3日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成9年10月24日規則第65号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第2号及び第3条第1項の規定は、平成9年4月1日から適用する。
- 2 平成9年度において定時制課程の第2学年、第3学年又は第4学年に在学する者、平成10年度において定時制課程の第3学年又は第4学年に在学する者及び平成11年度において定時制課程の第4学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の額は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成9年3月31日に通信制課程又は学年による教育課程の区分を設けない定時制課程に在学していた者の当該在学の継続する期間に係る修学資金の額は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月9日規則第8号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第2号及び第3条第1項の規定は、平成10年4月1日から適用する。
- 2 平成10年度において定時制課程の第2学年、第3学年又は第4学年に在学する者、平成11年度において定時制課程の第3学年又は第4学年に在学する者及び平成12年度において定時制課程の第4学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の額は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成10年3月31日に通信制課程又は学年による教育課程の区分を設けない定時制課程に在学していた者の当該在学の継続する期間に係る修学資金の額は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年2月29日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成12年9月18日規則第115号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第2号及び第3条第1項の規定は、平成12年4月1日から適用する。
- 2 平成12年度において定時制課程の第2学年、第3学年又は第4学年に在学する者、平成13年度において定時制課程の第3学年又は第4学年に在学する者及び平成14年度において定時制課程の第4学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の額は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成12年3月31日に通信制課程又は学年による教育課程の区分を設けない定時制課程に在学していた者の当該在学の継続する期間に係る修学資金の額は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年11月16日規則第76号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第1項の規定は、平成13年4月1日から適用する。
- （経過措置）
- 2 平成13年度において定時制課程の第2学年、第3学年又は第4学年に在学する者、平成14年度において定時制課程の第3学年又は第4学年に在学する者及び平成15年度において定時制課程の第4学年に在学する者のそれぞれ当該年度に係る修学資金の額は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
  - 3 平成13年3月31日に通信制課程又は学年による教育課程の区分を設けない定時制課程に在学していた者の当該在学の継続する期間に係る修学資金の額は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 この規則の施行の際現に改正前の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出されている届書は、改正後の規則の相当する様式により提出された届書とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成15年8月29日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年7月16日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成16年12月28日規則第68号）

- 1 この規則は、破産法（平成16年法律第75号）の施行の日（平成17年1月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則（第4条及び第6条を除く。）による改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成17年9月26日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条、附則第2項及び様式第3号の規定は平成17年4月1日から、改正後の第9条の規定は平成17年7月15日から適用する。

附 則（平成18年6月16日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年12月26日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第34号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日規則第4号）

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和2年12月1日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月26日規則第5号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和8年3月31日規則第35号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年5月29日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。